

<共通論題>

金融危機後の金融規制改革の全体像

野村資本市場研究所 小立 敬

<報告要旨>

バーゼル銀行監督委員会は2017年12月に「バーゼルⅢ：危機後の改革の最終化」と題する規則文書を公表し、自己資本比率の分母であるリスク・アセットの計測の改定を含む、バーゼルⅢの残された改革作業を終わらせた。金融危機の再発防止のためにG20の枠組みの下で進められてきた国際的な金融規制改革は、ようやく完成することとなった。

金融危機後の金融規制改革は金融セクター全体で実施されてきた。危機の中心となった銀行セクターには、金融規制改革の象徴的な取組みとして自己資本、流動性、レバレッジの規制強化を図るバーゼルⅢが導入された。その他ではシステム・リスクをもたらすシステム上重要な金融機関（SIFIs）を対象とするより厳格なプルーデンス規制（資本サーチャージを含む）の導入、SIFIsの破綻に際して公的資金による金融機関救済（ペイルアウト）を回避しつつ、金融市場の混乱を回避し、秩序ある破綻処理（orderly resolution）を実現するためのペイルインという新たな破綻処理ツールが開発されている。

また、金融機関のガバナンスも改革の対象である。過度のリスクテイクにつながるような不健全なインセンティブを抑制する観点から、金融機関の報酬実務（ボーナスを含む）が規制・監督の対象となり、コンダクト・リスクやリスク・アペタイト・フレームワークといったリスク・ガバナンスの向上が金融機関に要求されている。

さらに、銀行システム外の満期変換（maturity transformation）や流動性変換（liquidity transformation）から生じるシステム・リスクを抑制するため、シャドーバンキング規制が導入された。また、OTCデリバティブや金融市場インフラ（FMI）といった資本市場の頑健性や強靭性を強化する改革が行われ、格付会社も規制の対象となった。LIBORやTIBORを含む金利指標改革や外為指標改革が実施され、様々な金融指標を対象とする規制の枠組みも構築された。

金融規制改革が完了した現在、バーゼル委員会は金融規制システムに関する次なる課題として、バーゼルⅢが各国・地域で整合的に実施されることを確実なものとするために、改革の実施状況を注意深く監視することを挙げている。その背景には、国際合意とは異なる措置を講じようとするEUや米国の動きがある。バーゼルⅢの国際的な一貫性を確保するためにバーゼルⅢ最終化に合意された一方で、各国・地域において異なる規制が適用される規制の分断（fragmentation）が生じることに対する懸念が生じている。